

瑞 高 第 1 8 7 号
平成 2 4 年 7 月 2 1 日

居宅介護支援事業所 各位

瑞浪市高齢介護課長
加 藤 誠 二

福祉用具貸与（販売）事業における保険給付の対象の判断について（通知）

平素は、介護保険行政についてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険制度における福祉用具貸与（販売）事業について、下記のとおり取扱いを定めます。

つきましては、介護保険の適正な実施を図るため、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、高齢介護課までご連絡ください。

記

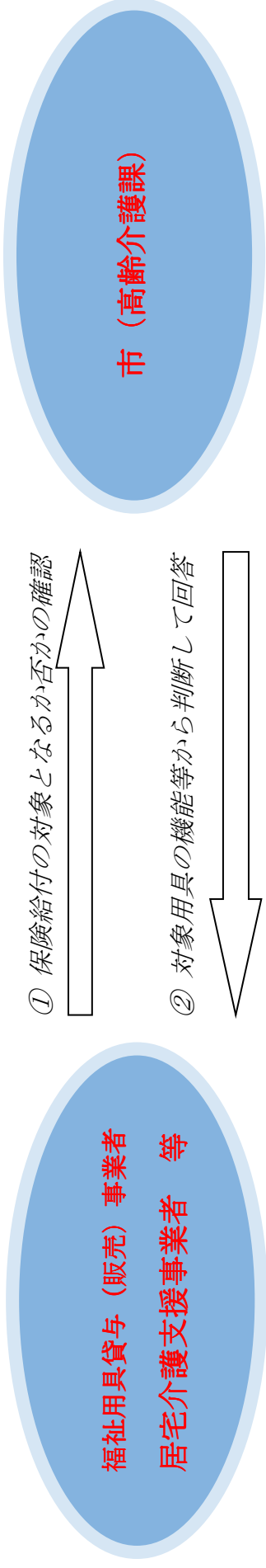
1. 決定事項 福祉用具貸与（販売）事業において、保険給付の対象となるか否かの判断について、公益財団法人テクノエイド協会の審査に基づくものとする。（別添 1、2 参照）
2. 適用日 平成 2 4 年 9 月 1 日
※ただし、適用日時点において、既に保険給付の対象でない用具を貸与している場合は、継続して保険給付を認める。

問い合わせ
瑞浪市高齢介護課
電話：0 5 7 2 - 6 8 - 2 1 1 1（代）
内線 1 5 3

別添1

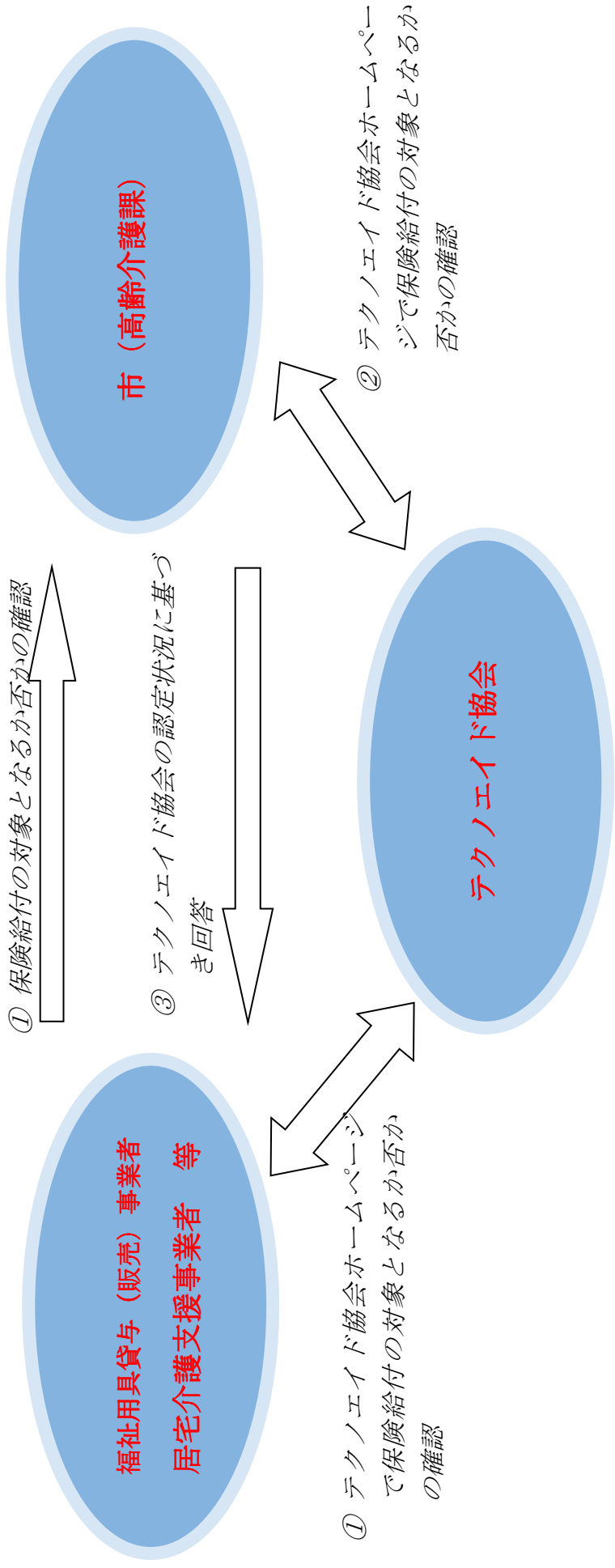
福祉用具貸与（販売）事業における保険給付の対象の判断について

【現行】



※現行では、市（高齢介護課）が機能等から保険給付の可否を判断し、福祉用具貸与（販売）事業者等に回答している。

【平成24年9月1日以降】



※今後は、福祉用具貸与（販売）事業者等が直接、テクノエイド協会のホームページにおいて同協会の審査決定状況（貸与又は販売マークが付いていれば保険給付の対象）を確認して判断することで、正確化と迅速化を図る。

※市（高齢介護課）に問い合わせをした場合も、同様に「③テクノエイド協会の認定状況に基づき回答」する。